

写

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の公布について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」については、本年4月5日に第177回通常国会に提出され、6月15日に可決成立し、本日公布されたところである。

この法律は平成24年4月1日から施行することとしている。ただし、介護療養型医療施設の転換期限の延長（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）、介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）、指定法人に係る規定の削除（老人福祉法の一部改正のうち第4章の2を削除する改正規定等及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）等については、公布日（本日）から施行されたところである。

また、公布日施行の指定法人に係る規定の削除について、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第173号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成23年厚生労働省令第73号）」が本日公布され、施行されたところである。

さらに、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が平成23年5月2日に公布されているところであるが、この法律により、介護保険法及び老人福祉法について、所要の改正が行われているところである。この法律のうち介護保険法及び老人福祉法に係る部分は、平成24年4月1日から施行することとしている。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

第一 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

第1 改正の趣旨

我が国の介護保険制度については、制度施行後10年が経過し、サービスの利用者数が施行当初の約3倍となるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着している。一方で、今後の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっている。

このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。

このため、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスの創設、介護福祉士や研修を受けた介護職員によるたんの吸引等の実施、介護療養型医療施設の転換期限の延長、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期、有料老人ホーム等における利用者保護規定の創設、市民後見人の育成の推進等の所要の改正を行うこととした。

第2 介護保険法の一部改正【平成24年4月1日施行】

一 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないものとする。 (第5条第3項関係)

二 認知症に関する調査研究の推進等

国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。 (第5条の2関係)

三 新たなサービスの創設

1 地域密着型サービスへの追加

地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加するものとする。指定地域密着型サービス事業者から、これ

らのサービスを受けたときは、地域密着型介護サービス費を支給するものとする
こと。（第8条第14項及び第42条の2第2項関係）

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次のいずれかに該当するものを
いうものとする。（第8条第15項関係）

(1) 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、そ
の者の居宅において、介護福祉士その他第8条第2項の政令で定める者により
行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚
生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める
者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療
養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の
程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者
についてのものに限る。

(2) 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪
問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第
8条第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その
他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

3 複合型サービス

「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、
訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビ
リテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪
問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居
宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看
護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に
提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサ
ービスとして厚生労働省令で定めるものをいうものとする。（第8条第22
項関係）

四 指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設

都道府県は、居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について、当該事務
を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定する指
定都道府県事務受託法人に委託できるものとする。（第24条の3関係）

五 市町村及び都道府県による主体的な取組の推進

1 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の支給に関する 事項

(1) 市町村は、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣
が定める基準により算定した額を限度として、当該市町村が定める額を当該市
町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができるものとするこ
と。（第42条の2第4項関係）

(2) 地域密着型介護予防サービス費についても、(1)と同様の取扱いとすることができるものとする。 (第54条の2第4項関係)

2 指定居宅サービス事業者の指定に係る市町村長との協議に関する事項

(1) 市町村長は、次のア及びイのいずれにも該当する場合は、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスの指定について、市町村介護保険事業計画で定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この2において同じ。）の見込量の確保のため必要な協議を求めることができるものとし、当該都道府県知事は、その求めに応じるものとする。 (第70条第7項関係)

ア 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を行う事業所が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合

イ 訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスの量が市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している等の場合

(2) 都道府県知事は、市町村長との協議の結果に基づき、厚生労働省令で定める基準に従って、当該居宅サービスの指定をしないこととし、又は指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができるものとする。 (第70条第8項関係)

3 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定手続の簡素化に関する事項

(1) 市町村長間の協議により事前の同意があるときは、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の指定に当たって、第78条の2第4項第4号の所在地市町村長の同意を要しないものとする。 (第78条の2第9項関係)

(2) (1)により第78条の2第4項第4号の所在地市町村長の同意が不要とされた場合であって、第78条の2第1項の申請に係る事業所について、次のア又はイに掲げるときは、それぞれア又はイに定める時に、当該申請者について、第78条の2第1項の申請を受けた市町村長（以下「被申請市町村長」という。）による指定があったものとみなすものとする。 (第78条の2第10項関係)

ア 所在地市町村長が指定をしたとき 当該指定がされた時

イ 所在地市町村長による指定がされているとき 被申請市町村長が申請を受けた時

(3) 地域密着型介護予防サービス事業所の指定手続についても、(1)及び(2)と同様の取扱いとすることができるものとする。 (第115条の12第7項関係)

係)

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る公募指定に関する事項

- (1) 市町村長は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この4において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）中は、公募により指定を行うことが適当な区域として定める区域に所在する事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を、公募により行うものとする。こと。（第78条の13第1項関係）
- (2) 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る指定地域密着型サービス事業者の指定については、第78条の2の規定は適用しないものとする。こと。（第78条の13第2項関係）
- (3) 公募指定（(1)により行われる指定をいう。以下同じ。）は、市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類及び当該種類に係る事業を行う事業所ごとに行い、当該公募指定をする市町村の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有するものとする。こと。（第78条の14第1項関係）
- (4) 市町村長は、公募指定に当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い、公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。こと。（第78条の14第2項関係）
- (5) 第78条の2第4項（第4号、第6号の2、第10号及び第12号を除く。）、第6項（第1号の2、第3号の2、第3号の4及び第4号を除く。）等の規定は、公募指定について準用するものとする。こと。（第78条の14第3項関係）
- (6) 公募指定の有効期間は、6年を超えない範囲内で市町村長が定める期間とする。こと。（第78条の15第1項関係）

六 介護サービス事業者の労働法規の遵守に関する事項

- 1 都道府県知事又は市町村長は、次のいずれかに該当する者については、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとする。こと。（第70条第2項、第78条の2第4項、第79条第2項、第86条第2項、第94条第3項、第115条の2第2項、第115条の12第2項及び第115条の22第2項関係）
 - (1) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等の